



各 位

不動産投信発行者名

東京都港区六本木一丁目10番6号

ニューシティ・レジデンス投資法人代表者名

執 行 役 員 藤 田 哲 也 (コード番号 8965) 問 合 せ 先

> シービ-アールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社 取締役企画総務部担当 田尻正明 TEL. 03-6229-3860(代表)

第2回投資主総会提出議案の一部変更に関するお知らせ

本投資法人は、平成18年4月25日に公表いたしました「規約変更及び役員選任に関するお知らせ」(以下「規約変更のお知らせ」といいます。)に記載されている、平成18年6月2日に開催予定の第2回投資主総会提出議案の一部変更を、本日開催の役員会におきまして決議いたしました。かかる決議に伴い規約変更のお知らせは下記の通り変更されることになりますので、この旨お知らせいたします。

記

(1) 規約変更のお知らせ中「1.規約変更の主な内容と理由」中、「 第37条関係」の一部 変更

「第37条第1号の修正は、第1期現在の本投資法人の運用資産総額が1,000億円に達したため、括弧書きを削除するものであります。」(規約変更のお知らせ2頁)とありますのを、「第37条第1号の修正は、第1期現在の本投資法人の運用資産総額が1,000億円に達したため、括弧書きを削除するものであります。また、「当該各運用資産の資産額に年率0.50%を乗じた額」を上限とする範囲内において、本投資法人が、運用資産の運用を委託する投資信託委託業者との間で合意することにより、第37条第1号に定める運用報酬1の額を定めることを可能とするために行うものであります。」に変更いたします。

- (2) 規約変更のお知らせの添付資料である「第2回投資主総会招集ご通知」(以下「招集ご通知」といいます。)に添付した「議決権の行使についての参考書類」中、「2.議案及び参考事項」における「第1号議案:規約一部変更の件」の以下の部分の一部変更
 - 「1 議案の要領及び提案の理由」中、「 第37条関係」の一部変更
 - 「第37条第1号の修正は、第1期現在の本投資法人の運用資産総額が1,000億円に達した

ため、括弧書きを削除するものであります。」(規約変更のお知らせ7頁)とありますのを、「第37条第1号の修正は、第1期現在の本投資法人の運用資産総額が1,000億円に達したため、括弧書きを削除するものであります。<u>また、「当該各運用資産の資産額に年率0.50%を乗じた額」を上限とする範囲内において、本投資法人が、運用資産の運用を委託する投資信託委託業者との間で合意することにより、第37条第1号に定める運用報酬1の</u>額を定めることを可能とするために行うものであります。」に変更いたします。

「2 変更の内容」中、「第37条(投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払いに関する基準)」の変更案「(1)運用報酬1」の一部変更

規約の変更案のうち、「各計算期間内において本投資法人が保有する各運用資産の保有期間に応じて、当該各運用資産の資産額に年率0.50%を乗じた額(1年を365日とした実日数による日割計算。1円未満切捨。)を運用報酬1とする。」(規約変更のお知らせ18頁)とありますのを、「各計算期間内において本投資法人が保有する各運用資産の保有期間に応じて、当該各運用資産の資産額に率0.50%を乗じた額(1年を365日とした実日数による日割計算。1円未満切捨。)を上限とする金額を運用報酬1とする。」に変更いたします。

(注)下線は変更部分を示します。

以上

* 本資料の配布先 : 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会